

生産物品質保険（CPI 限定型）の補償内容についてのご案内

(2018年1月1日以降保険始期契約用)

このご案内では、生産物品質保険（CPI 限定型）の主な保険の約款および特約の補償内容についての概要をご説明しています。ご契約の内容や事故の状況によってお支払いできる保険金が異なりますので、詳細につきましては、取扱代理店・扱者、弊社社員、または弊社損害サービスセンターまでお問い合わせください。

補償内容 【基本のご契約】	
保険金をお支払いする場合	
事故の種類	事故の概要
A 第三者による異物混入事故	第三者の害意ある行為に起因して、生産物に異物混入が生じたこと、または異物混入脅迫が行われたこと。
B 安全が損なわれる偶然な汚染事故	次の偶然な汚染*1が生産物に生じたこと。ただし、被保険者によって、論理的・客観的にその根拠が裏付けられた場合に限ります。 ① 生産物の使用または摂取に起因して、認定期間（7日）内に消費者に健康被害を発生させた偶然な汚染 ② 生産物の使用または摂取に起因して、認定期間（7日）内に消費者に健康被害を確実に発生させるおそれを有する偶然な汚染 *1 ここでいう偶然な汚染は、生産物の製造・調理にかかわる過程（包装過程を含みます。）・輸送過程において偶発的に発生した異物混入／誤表示・表示漏れ（成分等に関するものを除きます。）／包装の記載と内容物の相違（産地等に関するものを除きます。）／本来の用途、機能等の不足／ポジティブリスト違反／食中毒菌の混入をいいます。
C 瑕疵（かし）ある偶然な汚染事故	上記「安全が損なわれる偶然な汚染事故」①および②以外の偶然な汚染*2が生産物に生じたこと。ただし、被保険者が事故を認識した後、新聞等への社告の掲載または所管する行政機関への届出・報告をすみやかに行った場合に限ります。 *2 ここでいう偶然な汚染は、生産物の製造・調理にかかわる過程（包装過程を含みます。）・輸送過程において偶発的に発生した異物混入／誤表示・表示漏れ（成分等に関するものを除きます。）／包装の記載と内容物の相違（産地等に関するものを除きます。）／ポジティブリスト違反／食中毒菌の混入をいいます。
お支払いする保険金	
保険金の種類	お支払いする保険金の概要 (注) 日本国内の被保険者*1が補償期間（12か月限度）中に現実に被る損害に対してお支払いします。
1 回収等費用	(1) 正当な引渡先に現実に引き渡された日本国内にある生産物について、被保険者が行う回収等に要する次の費用をいいます。第三者が使用製品を市場から回収する場合において、その第三者が被保険者に請求した回収等費用の損害を含みます。 ① 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用 ② 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用（文書の作成費、封筒代、コールセンター設置費用を含みます。） ③ 回収した生産物に対する次に掲げるいずれかの費用。ただし、ア、イ、については、回収した生産物における被保険者の原価*3を超えないものとします。 ア. 回収した生産物を再製造、再加工、再包装して提供する場合、その再製造、再加工、再包装に要する費用 イ. 代替品を提供する場合、その代替品の原価 ウ. 回収した生産物の対価を返還する場合、その生産物の原価*3 ④ 回収した生産物または代替品の輸送費用 ⑤ 回収した生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用 ⑥ 回収等の実施により生じる人件費のうち、通常要する人件費を超える部分 ⑦ 回収等の実施により生じる出張費および宿泊費 ⑧ 回収した生産物の廃棄費用 (2) 被保険者（被保険者の役員、従業員、職員を含みます。）が事故の発生を初めて知った日において、被保険者が在庫として所有し、日本国内に存在する生産物または生産物の原材料、仕掛品、半製品、完成品*4にかかる次の費用をいいます。 ①原価*3 ②廃棄に要する費用 *3 原価は、会計上、被保険者の原価として計上されるべき額に限ります。 *4 いかなる場合も調理、加工、包装（ラベル等の貼付けを含みます。）に着手していない生きているもの（牛、鶏等）は除きます。
2 喪失利益	被保険者の営業収益が減少しなかったならば得られていたであろう営業利益をいいます。お支払いする喪失利益は、次の算式によります。 $\left(\begin{array}{c} \text{事故がなければ} \\ \text{得られていたであろう} \\ \text{見込営業収益}^{*5*6} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{補償期間中に} \\ \text{計上された} \\ \text{営業収益} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{直近会計年度の営業利益率} \\ \text{(営業収益に対する営業利益の割合)} \end{array} \right)$ ただし、補償期間は営業に対する事故の影響が消滅した状態に営業収益が回復した時に終わり、12か月が限度となります。 *5 被保険者が事故の発生したことを最初に知り得た時の直前12か月のうち、補償期間に相当する期間の営業収益をいいます。 *6 被保険者の営業に特殊な事情があった場合または著しく趨勢が変化した場合、被保険者との協議による合意に基づき、見込営業収益に対して公正な調整を行う場合があります。
3 広告宣伝活動等費用	事故によって失った生産物の信頼度を回復させるために日本国内に向けて行われた広告宣伝活動等に対して、被保険者が支出した費用をいいます。ただし、事故が生じた生産物について安全対策または品質管理改善を施した旨の宣伝または広告に要する費用に限ります。 (注) 保険金支払対象となる損害の額は、保険証券記載の1事故についての保険金額の25%が限度となります。
4 生産活動維持費用	事故に起因する損害を軽減し、事故発生前の生産活動状態へ復旧するために、または事故発生前と同等な生産活動を極力維持するために復旧期間内に生じた施設・設備等の清掃もしくは消毒のための費用、残業代・アルバイト料等の人件費その他の必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える部分とします。ただし、事故の有無にかかわらず要する費用や機械設備、什器、備品、不動産等の資産取得にかかる費用は除きます。

※1 被保険者とは、保険証券の記名被保険者欄に記載された補償を受けられる方をいいます。

